

審議会等の会議結果報告

1 会議名	第1回津市災害弔慰金等支給審査委員会
2 開催日時	令和6年8月1日(木) 午後2時から午後3時まで
3 開催場所	津市役所本庁舎 4階庁議室
4 出席した者の氏名	(津市災害弔慰金等支給審査委員会委員) 奥野 利幸、木村 夏美、下井 良基、千草 篤磨、渡部 泰和 (50音順) (事務局) 健康福祉部長 坂倉 誠 健康福祉部次長 松田 孝行 福祉政策課長 中津 宜大 福祉政策課 地域福祉担当主幹 加藤 充孝 福祉政策課 主査 山本 駿
5 内容	(1) 委員長、副委員長の選出について (2) 委員会の運営方法について (3) 津市災害関連死認定基準(案)について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	8人
8 担当	健康福祉部福祉政策課地域福祉担当 電話番号 059-229-3283 E-mail 229-3150@city.tsu.lg.jp

議事の内容 別紙のとおり

事務局 (加藤)	<p>後ほど委員長を選任していただくこととしておりますが、それまでは私の方で進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>着座にて、失礼します。</p> <p>続きまして、当委員会の事務局であります職員を紹介させていただきます。</p>
	<p>【事務局紹介】</p>
事務局 (加藤)	<p>本日、委員5名のうち出席委員5名であり、「津市災害弔慰金の支給等に関する条例」第21条第2項の規定に基づき、本委員会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>今回の委員会につきましては、津市情報公開条例第23条の規定に基づき、公開審議でありますので、議事録は津市のホームページ上で公開することになっております。</p> <p>このことから、議事録作成のため、録音を行いますので、ご了承のほどよろしくお願いたします。</p> <p>続きまして、お手元に配布してございます資料のご確認をお願いたします。</p>
	<p>【配布資料確認】</p>
事務局 (加藤)	<p>ここから議事に移らせていただきます。</p> <p>まず、事項書1の「委員長、副委員長の選出について」を事務局から説明させていただきます。</p> <p>資料7の「津市災害弔慰金の支給等に関する条例」をご覧ください。</p> <p>条例第16条から本委員会のことが定められており、第20条に、「委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。」との規定があるため、委員の皆様の中から、委員長及び副委員長1人をそれぞれ選出していただくこととなります。まずは、委員長をお決めいただきたいと存じますが、どなたかお見えでしょうか。</p> <p>お見えにならないようですので、どなたかご推薦いただける方はお見えでしょうか。</p>
千草委員	<p>津市の附属機関の委員に多数就任されており、また、議長の経験もあると聞いておりますので、渡部委員にお願いしたいと思っております。</p>
事務局 (加藤)	<p>千草委員から、渡部委員の委員長就任のご推薦がありましたが、委員の皆様、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
事務局 (加藤)	<p>委員の皆様も異議がないようですので、渡部委員、いかがでしょうか。</p>

渡部委員	了承いたしました。
事務局 (加藤)	<p>それでは、渡部委員に委員長をお願いしたいと思います。 渡部委員長には、委員長席への移動をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【委員長席へ移動】</p>
事務局 (加藤)	<p>それでは渡部委員長より一言ご挨拶を頂戴したいと思いますのでよろしく 願います。</p> <p style="text-align: center;">【委員長挨拶】</p>
事務局 (加藤)	<p>ありがとうございました。 条例第21条により委員長が議長となりますので、渡部委員長に本委員会の 議長をお願いしたいと思います。それでは渡部議長、議事進行願います。</p>
議長	<p>ただいまから私が本委員会の議長を務めまして、議事を進めていきたいと思 います。議事進行につきましては、皆様のご協力をよろしくお願いします。 条例第20条の規定に基づき、副委員長を委員の互選により選出したいので すが、どなたか副委員長をやっていただけないでしょうか。 特に立候補はないようですので、私から指名させていただいてよろしいでし ょうか。</p>
委員	(「異議なし」の声あり)
議長	<p>それでは、弁護士の下井委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょ うか。</p>
委員	(「異議なし」の声あり)
議長	<p>それでは、副委員長は弁護士の下井委員をお願いしたいと思います。 下井副委員長は、副委員長席へ移動をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【副委員長席へ移動】</p>
議長	<p>それでは下井副委員長より一言ご挨拶を頂戴したいと思いますのでよろしく 願います。</p> <p style="text-align: center;">【副委員長挨拶】</p>

<p>議長</p> <p>事務局 (中津)</p> <p>議長</p> <p>委員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次に事項2の「委員会の運営方法について」は、事前に事務局から資料を送付してもらっていますが、改めて事務局から説明をお願いします。</p> <p>「災害関連死に係る災害弔慰金・災害障害見舞金支給の流れ」について、ご説明申し上げます。</p> <p>お手元の「資料3」をご覧ください。</p> <p>まず、「制度の周知及び窓口の設置」でございますが、平時からの制度の周知に加え、災害弔慰金の支給対象となる自然災害が発生した場合は、医療機関をはじめとする各種関係機関に協力を得るなど、当該制度の周知・啓発を行うとともに、福祉政策課や各総合支所に窓口を設置します。</p> <p>次に、「ご遺族等からの申出」と「委員会開催の準備」でございますが、災害関連死の可能性がある場合などは、ご遺族等から福祉政策課等の窓口で申出いただくこととなります。</p> <p>当該申出を受けて、福祉政策課の担当職員が、死亡に至るまでの経過等を聞き取るとともに、ご遺族等に対し、死亡診断書の写しや罹災証明書、医師の診断書など、必要書類の提出を依頼します。</p> <p>必要書類が整いましたら、委員会開催に向け、個別事案ごとに書類を作成します。</p> <p>その後、市長から委員会に諮問が行われることとなりますが、どの程度の事案が諮問されるかについては、発生した災害の状況により異なることから、迅速な被災者支援の観点から、柔軟に対応していきたいと考えております。</p> <p>次に、「委員会の開催」でございますが、委員長に委員会を招集していただき、後ほど事項3でご協議いただきますが、ご協議いただいた「津市災害関連死認定基準」をもとに、個別事案ごとに調査審議を行っていただき、その結果を市長に答申していただくこととなります。</p> <p>なお、今回の委員会は、委員会の運営方法や認定基準等についての協議となっておりますので、公開としていますが、個別事案の調査審議を行っていただく場合は、個人情報を取り扱うこととなりますので、非公開で行っていただくものと考えております。</p> <p>最後に、「災害弔慰金・災害障害見舞金の支給」でございますが、委員会からの答申をもとに、市長が弔慰金等の支給の可否を決定し、支給が決定されたご遺族等に対し、弔慰金等が支給されることとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明の中で、当委員会の公開・非公開の説明がありましたが、事務局からの提案のとおり、今後、個別事案の調査審議を行う場合は、当委員会は非公開としたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
-----------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議長	<p>それでは、今後、個別事案の調査審議を行う場合は、当委員会は非公開といたします。</p> <p>その他、先ほどの事務局からの説明で、ご意見のある方はいますか。</p> <p>私からひとつ。対象ですが、事例集を見ていて、ボランティアは認めないというものがありました。この対象は津市在住の方に限るということよろしいでしょうか。</p>
事務局（中津）	<p>弔慰金の支給対象となるのは津市に住所を置かれている方となりますので、対象となるのは津市に住民票がある方です。</p>
議長	<p>例えば能登へ行って、そこで事故にあわれたり道路から落ちたなど、災害によって亡くなった場合には、どのような扱いになりますか。</p>
事務局（中津）	<p>その方が能登で事故にあわれて、ご遺族の方から申し出があった場合は津市の方で申し出を受け付け、審査委員会に関連死と思われる事案であれば諮問させていただきます、ご審議いただくこととなります。</p>
議長	<p>関連死かどうかが一番難しい。避難中のものは認めるけど、そうじゃないときは認めないとか、屋根の修理をしていて落ちた場合は認めないとかありましたが、むこうで災害の手助けをして事故にあった場合は、こちらで対応するということよろしいでしょうか。</p>
事務局（中津）	<p>はい。</p>
議長	<p>他に気になった点はありますか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、事項3の「津市災害関連死認定基準（案）」は、事前に事務局から資料を送付してもらっていますが、改めて事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（中津）	<p>「津市災害関連死認定基準（案）」について、ご説明申し上げます。</p> <p>お手元の「資料4」をご覧ください。</p> <p>はじめに、この基準（案）につきましては、お手元の青いファイルに綴ってあります、内閣府発出の資料「災害関連死事例集」を参考に作成したものでございます。</p> <p>まず、1の「趣旨」でございますが、この基準（案）は、本市において、災害弔慰金を支給するに当たり、災害関連死の対象者を認定するために必要な事項を定めようとするものでございます。</p> <p>次に、2の「災害関連死の定義」でございますが、災害による負傷の悪化、又は、避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、津市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害が原因で死亡したと認められたものと</p>

します。

なお、災害弔慰金の支給決定後、支給までにご遺族等がいなくなるなど、実際には支給されていないものも含めますが、行方不明者など、当該災害が原因で所在が不明なものは除くこととなります。

次に、3の「災害関連死の基本的な考え方」でございますが、災害関連死の判定に当たっては、申出人による死亡に至るまでの経過を記した申出書に加え、医師の診断書や診療記録等の客観的な資料に基づき、(1)にございます、災害が原因となり、疾病等が発生したものなのか、といった、災害と疾病等の発生との関連性と(2)にございます、災害に起因した疾病等が回復しないまま継続したことが主な死亡原因であるか、又は、災害に起因した疾病等から派生し得る死亡原因であるかなど、疾病等と死亡原因との関連性の有無について、審査するものとします。

次に、4の「災害関連死の個別事案の考え方」でございますが、先ほどご説明しました、災害と疾病等の発生との関連性、及び、災害に起因した疾病等と死亡原因との関連性の有無については、基準(案)の2ページ以降にございます(1)から(9)までの各項目に掲げるところにより判断するものとし、内閣府から発出されている「災害関連死事例集」の各事例も参考とするものとします。

まず、(1)としまして、環境の変化との関連性、としています。

次に、(2)としまして、疾病の発症時期等との関連性、としており、(3)は疾病の症状の経過との関連性、(4)は医療行為等との関連性、(5)は医師の診断書、(6)は特定の疾病と災害によるショックとの関連性、(7)は一般的な疾病との関連性、(8)は自殺との関連性、(9)は事故との関連性、といった、9項目の考え方となっています。

なお、この基準(案)につきましては、災害関連死の基本的な考え方と、それを判断するための個別事案の考え方を体系的にお示しするもので、実際にご審査いただく際には、ご審査いただく事案により近い、具体的な事例を「災害関連死事例集」からピックアップし、他の資料とあわせてお示ししたいと考えております。

次に、5の「準用」でございますが、この基準(案)につきましては、災害障害見舞金の支給に関する認定をする場合について準用することとします。

最後に、6の「適用日」でございますが、「津市災害関連死認定基準」の適用日については、今回の委員会でいただいたご意見等を踏まえた上で、改めて決定したいと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

ただいま、事務局からの説明がありました。何かご意見のある方はいますか。

9項目それぞれ非常に難しい面もあって、関連性というのは非常に難しくなるような気がします。

副委員長	<p>基本的には、諸般の事情を総合考慮するとしか言いようがないと思います。それを、ひとつの指標として9項目にさせていただいたのかなと思います。</p>
奥野委員	<p>委員長が言われたように非常に難しい判断だと思います。 まず、家族や医師が関連死だと申請をしないといけない。 その第一段階で、三か月、四か月经った後の心臓死とか脳血管障害死とか、それを関連死と考えるかどうかは本当に難しく、抜けがすごくあると思う。 逆に過剰な申請が起こる可能性もあるのではないかと非常に危惧するのですが、まず、抜けに関して言うと、医者が関連死の可能性があるので申請しなさいと言うことが、それが第一段階になると思う。</p>
事務局（中津）	<p>災害弔慰金の制度そのものについて、医療機関等も含めて周知徹底をしていきますので、その中でそのようなご相談を受けていただいた場合は、制度のご案内をしていただければと思います。まだこの制度自体が、最近新聞等で「関連死」というキーワードで注目を集めていますが、発災後の状況の中で、なかなか知り得ることが難しい部分もあると思いますので、制度を広く知っていただくことを、まずは努めていきたいと思っています。</p>
議長	<p>(5) にありますように、医者が関連死と認めたものは関連死と認めていいのかなと思います。一般の疾病からの亡くなったというのは、議論が出るころだと思います。自殺にしてもそうですし。</p>
木村委員	<p>認定基準（案）の3ページの（6）特定の疾病と災害によるショックとの関連性で書いてもらっているんですが、ショックという言葉がわかりにくいかなという気がしてまして、ストレスという言葉は使うと思うんですが、ストレスとショックは医学的に分けられているものでしょうか。</p>
議長	<p>ストレスは荷重がかかって撓んだ状態というか、ショックは身体的変化が起きた場合のことを言うんじゃないでしょうか。</p>
木村委員	<p>ストレスは一般的に心理的負荷のことだと思っけてまして、ショックも心理的負荷に含まれると理解しているんですが、医学的に明確に分かれているのかなと、私のイメージでは、ショックは一時的な衝撃なのかなと思うんですが。</p>
議長	<p>ショック症状というのがありますよね、血圧が下がるとか。びっくりしたとかそれだけのショックだったら少し曖昧なものかもしれないですね。</p>
木村委員	<p>ショックという言葉が少しわかりづらいと感じました。それから、(6)の癌や腎不全は災害によって起きることはないと思いますが、脳出血も災害によるショックで起きることはないものなんでしょうか。 災害関連死の認定事例は見えていないのですが、消防庁の報告では災害のショ</p>

	<p>ックで脳出血により死亡したという事例の報告があるのですが、脳出血は起きないものでしょうか。</p>
奥野委員	<p>血圧の上昇ですから、どんな状況でもストレスがかかりますので、血圧が上昇すればそれを災害と関連づけるかと言われたら、関連あると判断したら関連死になりますね。</p>
木村委員	<p>ということは、ありえるということですよ。</p>
奥野委員	<p>ショック、恐怖、ストレス等は、ストレスと一言でまとめてもいいのかなと思います。</p>
副委員長	<p>ショックに関してですが、配布していただいた資料を見ると、内閣府から出ている災害関連死事例集の3ページ、(エ)その他因果関係の判断に当たっての留意事項に、「災害のショック、ストレスが原因と主張される場合」とショックとストレスを並列で記述しているので、ショックとストレスを横並びに書いてもいいのではないかと思います。私もショックは単発的なイメージで、ストレスは長期的継続的なイメージがあるので、ショックもストレスも2つとも並べて書いてもいいのかなと思います。</p>
議長	<p>医師の診断書なりで個別にあたってみないと、なかなか言葉だけで判断するのは。</p>
副委員長	<p>ひとつの基準という形で明文化するものですから、疑義や曖昧な表現があれば、よりブラッシュアップした言葉に直したいと思います。</p> <p>ここは、ショックとストレスを横並びで書くということではいかがでしょうか。</p>
議長	<p>そうですね。</p>
木村委員	<p>(6)で脳出血という疾病をここに書いてしまうから、書くことによって脳出血で亡くなった方は関連性がないと推定されてしまうので、認定がしにくくなるのではないかなと思うのですが。</p>
副委員長	<p>労災の過労死の案件で、精神的なストレスから脳出血が起りやすいということがあり、裁判でも肯定になっていたので、ショックとストレスを認めるのであれば、脳出血は関連性がないと推定されるというのは疑問があります。</p>
議長	<p>確かに、個別なことを大まかな所を書いてあり少し気になりました。(1)の力には、災害によるショック、恐怖、ストレス3つ並べて書いてありますよね。(6)では、癌や腎不全、脳出血と詳しく書きすぎている気がします。これは国が言っているのですか。</p>

事務局（中津）	<p>熊本市や倉敷市、岐阜市といったすでに認定基準が策定されているものを内閣府の事例集の中で紹介いただいていますので、それらを参考に作らせていただいた経緯があります。</p>
副委員長	<p>熊本市の基準には、このような感じで書いてありますね。</p>
議長	<p>最初に具体的な疾病名は書かないほうが良いかもしれないですね。それに引っ張られてしまう。 他によろしいでしょうか。</p>
<p>【他に委員からの発言なし】</p>	
議長	<p>それでは、大まかな基本方針ということで、この基準をベースにして個別案件に対して審議していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。 これで、本日の事項が全て終わりましたが、最後に、事務局から何かありますか。</p>
事務局（中津）	<p>種々のご意見ありがとうございました。本日いただきましたご意見を踏まえて、認定基準（案）につきましては、速やかに津市災害関連死認定基準として作成し、各委員の皆様にご送付させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 あわせて、本日の議事録についても事務局で（案）を作成し、内容をご確認いただくために、ご送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。 本日はありがとうございました。</p>
議長	<p>これで、本日の事項、審議は全て終了いたしました。 本日は、長時間にわたるご協議、ありがとうございました。 以上を持ちまして、津市災害弔慰金等支給審査委員会を終了いたします。</p>